

# 生徒心得

規律や秩序が社会生活に欠くことのできないものであることを自覚し、自らを律し、相互に尊重し合い、自由と規律のある、より良い校風の樹立と継承につとめよう。

## 1 礼儀

- ・高校生としての品位を保ち、礼儀正しくふるまおう。
- ・学校内外において、周囲の人に敬意を表し、マナーを守り、挨拶を心がけよう。
- ・集会や式典に列するときには、秩序を保ち、静粛にしよう。
- ・節度ある正しい交際の習慣を築き上げよう。

## 2 服装等

服装等、身なりは、清潔でさわやかなものとする。

服装	通学時及び学校生活においては、学校指定の制服を端正に着用する。 ○スラックスまたはスカートを着用する。 ・スラックス着用の際はベルトを着用する。 ・ベルトの色は、黒、紺または茶とする。 ・スカートの丈は裾が膝の中心とする。 ○長袖シャツまたは半袖シャツを着用する。 ・ジャケット及びセーター着用時はネクタイまたはリボンを着用する。 ・式典等はジャケットを着用する。ただし、気温や状況に応じて判断することもある。 ・学校指定のVネックセーターを着用してもよい。 ・登下校時に限って、制服の上に防寒衣を着用してもよい。ただし、色や形については地味なものとする。 ・靴下の色は、黒、紺または白とする。 (レッグウォーマー・ルーズソックス類、くるぶし丈ソックス、柄物は禁止)
頭髪	頭髪は清潔な髪型とし、パーマ・脱色・染色等の加工や装飾をしない。
靴	通学用の靴は、派手な色や形を避ける。革靴（標準型）または運動靴とする。
カバン	学用品が十分に入り丈夫で地味なものとする。(スポーツバッグ、リュックサックも可)
その他	・指輪・ピアス・ネックレス・ブレスレット等、アクセサリ類は身につけない。 ・化粧をしたり、爪を着色したり、のばしたりしない。 ・校舎内では、所定の上靴を使用する。

## 3 校内生活

- (1) 学習に、自主的、積極的に取り組み、自律の精神で生活する。
- (2) 自転車通学者は、時差登校を守って登校するよう心がける。  
(1年8:00、2年8:05、3年8:10 駐輪完了)
- (3) 欠席・遅刻・早退をする場合は、当日8時10分までに、保護者が学校に連絡する。連絡方法については別途通知する。早退の場合は事後に帰着の報告をする。
- (4) 登校後、放課後までは許可なく校外に出ない。やむを得ない事情で外出する場合は、学級担任の許可を受け、外出許可証を携帯する。

- (5) 学校生活に直接関係しないものや貴重品、多額の現金などは持ってこない。
- (6) 携帯電話は携帯電話約束書のルールを守り、許可された場合以外は、どのような使い方であろうと、校内での使用は一切禁止する。
- (7) 各自の被服や所持品には必ず記名し、紛失がないようにする。物を紛失、拾得した場合は、速やかに教員に届け出る。
- (8) 学校の許可なく金銭徴収、掲示、集会開催、印刷物の発行をしない。
- (9) 下校時間は午後5時30分とする。  
部活動は、顧問教師の指導のある場合のみ、活動時間を延長することができる。その場合は原則として午後7時までに完全下校とする。
- (10) 土曜・日曜・祝祭日・年末年始休業日は、原則として校舎を使用しない。  
(教職員の管理下、指示のもとではこの限りではない。)
- (11) 校内の清掃美化につとめ、清潔で安全な学習環境を保つ。
- (12) 校舎・校具は大切に取り扱い、万一破損した場合には速やかに教員に届け出る。
- (13) 教職員の許可なく火気を取り扱わない。

#### 4 校外生活

- (1) 校外においても、常に本校の生徒としての責任と誇りを忘れずに行動する。
- (2) 保護者に無断で外泊をしない。また保護者の了解のない夜間外出はしない。  
(青少年保護条例で午後11時以降の外出は保護者同伴でも禁じられている。)
- (3) 身分証明書は常に携帯する。
- (4) 事故を起こした場合や被害を受けた場合には、速やかに警察・保護者及び学校に連絡する。
- (5) アルバイトは、学業が本分であるという観点から、原則として許可しない。  
ただし、経済的理由で学校生活の継続が困難な場合には、事前に保護者が担任と相談し生徒課に申請する。また、長期休業中のアルバイトは別に定める規定により許可する。
- (6) 飲酒・喫煙・交通違反などの触法行為や、暴走行為などの反社会的行為は絶対にしてはならない。
- (7) 不健全な飲食店、娯楽場、高校生にふさわしくない場所への出入りをしない。
- (8) 原動機付自転車、自動二輪車、自動車等の運転免許取得は原則として許可しない。  
ただし、3年生で進路が内定し、取得が必要と認められた者については、普通自動車に限り、別に定める規定により許可する。

#### 5 諸届け

申し出てから許可が下りるまでに時間がかかるものもあるので、あらかじめ余裕を持って申し出る。所定の用紙にボールペンまたはインクで記入する。

自転車通学	所定の許可願を提出して許可を受け、必ず自転車にステッカーをつける。
旅行	学割が必要な場合は1週間前までに旅行許可願（学割発行申込書）を提出する。海外旅行をする場合は、海外旅行届を提出する。
長期休業中の短期アルバイト	事前に説明会に参加した上で、アルバイト許可申請書、雇用者の雇入通知書を提出する。
運転免許	3年生で進路が内定し、普通自動車運転免許取得を希望する者は、事前に自動車学校入学許可願を提出して許可を受ける。

## 6 自転車通学について

- (1) 自転車通学（通学区間の一部を利用する生徒も含む）を希望する生徒は、自転車通学許可願を提出して、許可を受ける。
- (2) 通学用の自転車は、日本交通管理技術協会の点検整備済証「TS マーク（緑色、赤色または青色）」（有効期間1年）が貼付された自転車を使用する。また、TS マークの貼付を学校で確認し所定のステッカーを付ける。途中で通学用の自転車を変更する場合は、新たに自転車通学許可願を提出し TS マークを確認した上で、ステッカーを再交付し許可する。

※複数の自転車を使用する場合も同様に、それぞれに自転車通学許可願を提出し、自転車に TS マークが貼付された自転車を使用する。

	TS マーク登録費 (整備料等別途)	賠償責任補償		傷害補償	
		死亡・傷害	死亡・重度後遺 障害	死亡・重度後 遺障害	入院 (15日以上)
緑色 TS マーク	2,000円前後	限度額 1 億円	—	一律50万円	一律 5 万円
赤色 TS マーク	2,000円前後	—	限度額 1 億円	一律100万円	一律10万円
青色 TS マーク	1,500円前後	—	限度額1,000万円	一律30万円	一律 1 万円

※TS マーク詳細は <https://www.tmt.or.jp>（日本交通管理技術協会→自転車の安全）へアクセスしてください。

※TS マーク登録費は自転車販売店で異なります。

- (3) TS マーク付帯保険以外の自転車保険、または高校生総合保険等に加入する。（TS マーク付帯保険では補償対象にならない事例があるため）また、盗難防止のために自転車車籍登録をすること。
- (4) その他
  - ア ミニサイクル、折りたたみ自転車、競技用自転車、マウンテンバイクは許可しない。
  - イ 自転車置き場の構造上両足スタンドとする。
  - ウ 安全性の面から反射板は自発光式、鍵はツーロック式を推奨する。
  - エ 年に一回自転車安全整備士の点検を受け、TS マークを張り付けること。
- (5) 自転車は、必ず指定の場所に置くこと。（ホームルームごとに別に指定する）
- (6) 雨天時には必ずカッパを着用する。
- (7) 交通事故に絶対に遭わないよう、交通ルールを遵守する。特に自転車における一時停止違反、無灯火運転、並進、二人乗り、傘差し運転、携帯音楽プレーヤーや携帯電話の使用等については厳禁とする。
- (8) 警察から発行される自転車安全指導カード（黄色）の指導を受けた場合は、学級担任と生徒課交通担当に申し出て指導を受ける。
- (9) 令和5年4月1日から「自転車乗車時のヘルメット着用」が努力義務となりました。自分の身の安全を守るため、ヘルメットの着用を推奨します。

## 7 成年年齢引き下げに伴う対応について

在学中に18歳になり、成年に達しますが、高校卒業までは保護者の協力のもと学校生活を送りましょう。詳細については別途定め、お知らせします。